

答申書

第1 松山市文書法制審議会の結論

松山市長（以下「実施機関」という。）が、平成29年5月2日付け29松（駅整）第25号でした行政情報の一部を公開する決定処分は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

(1) 公開請求

審査請求人は、平成29年4月18日付けで実施機関に対し、松山市情報公開条例（平成12年松山市条例第61号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき行政情報の公開を請求（以下「本件公開請求」という。）した。

(2) 部分公開決定処分

実施機関は、平成29年5月2日、審査請求人に対し、条例第11条第1項の規定に基づき本件公開請求に係る行政情報の一部を公開する決定処分（以下「本件処分」という。）をした。

(3) 審査請求

審査請求人は、平成29年5月10日付けで審査庁たる実施機関に対し、本件処分についての審査請求をした。

(4) 松山市文書法制審議会への諮問等

実施機関は、本件処分に係る審査請求について、条例第20条第1項の規定に基づき、平成29年7月25日、松山市文書法制審議会に諮問し、同審議会情報公開分科会は、松山市文書法制審議会条例（平成28年松山市条例第7号）第6条第1項第1号の定めるところにより、本件審査請求について調査審議することとした。

第3 本件公開請求に係る行政情報の名称又は内容

(2) 審査請求の理由

公正で公平な補償であれば、移転補償金額を公開しても問題ないと思われる。また、氏名、部屋番号等を公開しなければ、個人情報や当事者に不利益を及ぼすことはないと思われる。

第7 実施機関の主張の要旨

平成29年6月15日付け弁明書によれば、実施機関の主張は次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 弁明の理由

ア 公正で公平な補償であっても補償費の額は公開できないことについて

審査請求人は、公正で公平な補償であれば補償費の額を公開しても問題ないと主張するが、公正で公平な補償であることと補償費の額を公開することとは、全く別の問題である。

イ 被補償者の氏名、住所及び部屋番号を公開しない場合でも補償費の額等は公開できないことについて

(ア) 審査請求人は、被補償者の氏名、住所及び部屋番号（以下「被補償者の氏名等」という。）を公開しなければ、補償費の額等を公開しても、被補償者が特定されたり、被補償者に不利益を及ぼすことはない旨主張している。

(イ) しかし、条例に基づき情報を公開するということは、何人にも同じように公開するということであり、当該情報に接する者の立場によっては、被補償者の氏名等を公開しなかったとしても、他の情報と組み合わせる等した場合には、被補償者を特定し、その補償費の額及び内訳といった個人の財産情報を本人の承諾なく知ることができる可能性がある。例えば、本件借家の家主であれば、移転完了日などから容易に被補償者を特定し、その補償費の額及び内訳を知ることができる。

(ウ) したがって、被補償者の氏名等を公開しない場合でも、補償費の額及び内訳、契約日、支払日並びに移転完了日を公開することはできない。

ウ 被補償者が個人の場合の本件処分が違法・不当でないことについて

(ア) 条例第7条第2号本文では、個人に関する情報を原則として非公開情報とすることを規定している。これは、個人のプライバシーの保護を図るため、特定の個人を識別することができる情報を原則として非公開とすることを定めたものと解される。

(イ) 「プライバシー」の具体的内容及び該当する情報の範囲は、法的にも社会通念上も必ずしも明確に判断することが困難ではあるが、条例第3条で、個人に関する情報は、最大限保護されるべきであり、正当な理由なく公にされないようにしなければならない旨を規定していることからすれば、明らかに個人のプライバシーに関する情報であると判断できるものはもとより、プライバシーに関する情報であるか不明確なものも含めて、個人に関する一切の情報は、原則として非公開とすることが相当である。

(ウ) そして、補償費の額及び内訳、契約日、支払日並びに移転完了日は、個人の資産に関する情報であり、プライバシーに関する情報といえる。よって、原則として非公開とすることが相当である。

(エ) 一方で、条例第7条第2号ただし書では、公表することが予定されている情報等は、非公開情報から除外する旨が規定されているが、補償費の額等の個人の資産に関する情報は、これらの情報に該当しない。

(オ) 以上のとおり、個人である被補償者の補償費の額及び内訳、契約日、支払日並びに移転完了日を非公開とした実施機関の判断には、何ら違法又は不当な点はない。

エ 被補償者が法人等の場合の本件処分が違法・不当でないことについて

(ア) 条例第7条第3号アでは、法人等に関する情報で、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する

と認められるものを非公開情報とすることを規定している。

これは、法人等の事業活動の自由を保障し、公正な競争秩序を維持する観点から、公開することにより当該法人等の正当な利益を害すると認められる情報等について、非公開とすることを定めたものと解される。

(イ) そして、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報」には、人事、経営方針、経理等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報で、公開することにより事業活動が損なわれると認められるものや、公開することにより名誉、信用、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報などが含まれる。

(ウ) 補償費の額及び内訳、契約日、支払日並びに移転完了日は、法人の資産に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報といえる。

そして、このような情報を公開してしまうと、法人が、どの場所に、どの程度の資産を有していたかが特定され、当該法人の事業活動に支障を及ぼすおそれがあるほか、場合によっては、当該法人のイメージの低下及び同業他社との競争上の地位低下につながるおそれがある。

よって、これらの情報は、非公開とすることが相当である。

(エ) 一方で、条例第7条第3号ただし書では、人の命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報については、公開しなければならない旨が規定されているが、本件公開請求では、そのような事情は見受けられない。

(オ) したがって、法人である被補償者の補償費の額及び内訳、契約日、支払日並びに移転完了日を非公開とした実施機関の判断には、何ら違法又は不当な点はない。

オ 結論

上記ウ及びエのとおり、実施機関は、条例に基づき適正に本件公開請求を処理しており、本件処分に何ら違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求には何ら理由はないから、速やかに棄却されるべきである。

第8 当審議会の判断の理由

1 条例の基本的な考え方

条例は、市政に対する市民の知る権利を尊重し、行政情報の公開を請求する権利を明らかにすることにより、市政の活動について市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民が的確な理解と適切な判断をすることができるよう市の保有する情報の一層の公開を図り、もって住民自治の理念にのっとり市政の実現に寄与することを目的としている（第1条）。

また、実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、市政に対する市民の知る権利を十分に尊重しなければならない（第3条）とした上で、個人に関する一切の情報は、これを公開することによって個人のプライバシーをはじめとする権利利益を侵害するおそれがあり、また、一度侵害されると当該個人に対して回復し難い損害を与えることとなるため、最大限保護されるべきであり、正当な理由なく公にされないようにしなければならないこととしている。

2 本件処分の内容

本件処分についてみると、個人別補償金総括表及び個人別補償金台帳の中で、個人及び法人に関する補償費の額及び内訳の欄は全て非公開としている。

その一方で、実施機関は、個人別補償金総括表及び個人別補償金台帳中にある移転補償金額の内訳となる項目は公開としており、移転補償金額算定に係る大まかな基準項目を公開することで、一定の算定に至る基準は示されているものと解する。

3 本件審査請求の争点

前記第6の審査請求人の主張及び第7の実施機関の主張によれば、本件審査請求の争点は、次の2点である。

(1) 実施機関が、前記第4で特定した行政情報のうち個人に関する補償

費の額及び内訳を非公開と決定したことの妥当性

(2) 実施機関が、前記第4で特定した行政情報のうち法人に関する補償費の額及び内訳を非公開と決定したことの妥当性

4 個人に関する行政情報を非公開としたこと（争点(1)）についての判断

実施機関が、前記第4で特定した行政情報のうち個人に関する補償費の額及び内訳を非公開としたことの妥当性について判断する。

(1) 条例第7条の規定

まず、条例第7条の規定においては、行政情報の公開義務について、実施機関は、公開請求があったときは、当該行政情報を公開しなければならないという原則公開の基本的な考え方が定められている。

ただし、行政情報の中には、公開することにより、個人の権利利益を侵害することとなる情報などが含まれていることがあるため、同条では、公開することが適当でない情報として同条第2号において個人情報については、原則公開の例外として、非公開とすることとしている。

(2) 条例第7条第2号の該当性

条例第7条第2号においては、まず同号本文前段では、いわゆる「個人情報」といわれ、基本的人権としての個人の尊厳を守り、個人のプライバシーの保護を図るため、特定の個人を識別することができる情報等を原則として非公開とする旨を規定しており、また同号本文後段では、「プライバシー」の具体的内容及び該当する情報の範囲は、法的にも社会通念上も明確に判断することが困難なところもあることから、明らかに個人のプライバシーに関する情報であると判断できるものはもとより、プライバシーに関する情報であるかどうか不明確なものも含めて、個人に関する一切の情報を原則として非公開とする旨を規定している。

この趣旨を踏まえると、個人に対する補償費の額及びその内訳の情報は、特定の個人の財産及び所得に関する情報であって、これらの情報は、登記簿や地価の公示価格等、通常一般に公になっている情報か

ら特定したり類推したりできるものではないため、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であって、こうした情報を公にすると個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。また、こうした情報は、本件借家の家主等が知りうる他の情報と組み合わせることで、個人の財産に関する情報を本人の承諾なく知ることがあり、こうしたプライバシーに関する情報を非公開とする趣旨である条例第7条第2号に該当するため、非公開としたことは妥当である。

5 法人に関する行政情報を非公開としたこと（争点(2)）についての判断

実施機関が前記第4で特定した行政情報のうち、法人に関する補償費の額及び内訳を非公開としたことの妥当性について判断する。

(1) 条例第5条の規定

まず、条例第5条の規定においては、情報公開について原則として何人も、実施機関に対し行政情報の公開を請求できる旨規定している。

(2) 条例第7条の規定

また、条例第7条の規定においては、行政情報の公開義務について、実施機関は、公開請求があったときは、当該行政情報を公開しなければならないという原則公開の基本的な考え方が定められている。

ただし、行政情報の中には、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報については、公開することが適当でない情報として同条第3号アにおいて、原則公開の例外として、非公開とすることとしている。

(3) 条例第7条第3号アの該当性

そこで実施機関への確認によると、補償費の額及び内訳は、登記簿や地価の公示価格等、通常一般に公になっている情報から特定したり類推したりできるものではない。

また、実施機関の弁明にもあるとおり、こうした情報は、法人が事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、

どの法人にどのくらいの補償費が支払われたかといったことが公になることにより、法人が、どの場所でどの程度の補償を受けたかが特定され、当該法人の事業活動に支障を及ぼしたり、当該法人のイメージの低下及び同業他社との競争上の地位低下につながるおそれがあることは否定できない。

さらには、仮に本件借家の家主又は被補償者が公開請求した場合、個人の被補償者に関する部分を非公開とした上で法人の被補償者に対する補償費の額及び内訳を公開すると、非公開となった個人に対する補償費の額及び内訳との関係から法人に関する補償費の額及び内訳であることがわかり、容易に被補償者である法人を特定し、法人の補償費の額及び内訳を知るおそれがある。

したがって、当該法人に関する補償費の額及び内訳を公開することは、本件借家の家主又は被補償者その他同等の情報を持つ者にとって非公開としている個人の被補償者の情報との関係から法人に関する部分である旨の類推が可能な状態となるという実施機関の主張は、相当と考える。

よって、補償費の額及びその内訳を公開すると、非公開とした法人名の実質的な公開につながり、法人の事業活動に不当な干渉が発生するとなると、当該法人の正当な利益を害すると認められ、法人等が有する正当な権利利益を害する情報については非公開とする条例第7条第3号アの趣旨に該当するため、非公開としたことは妥当である。

6 本件処分の妥当性

以上のことから、当審議会は、実施機関がした本件処分は妥当であると判断する。

よって、第1 松山市文書法制審議会の結論のとおり答申する。

第8 審議の経過

年月日	経過
平成29年 7月25日	諮問書の受理

平成29年 8月25日	第1回審議
平成29年 9月14日	第2回審議
平成29年11月2日	第3回審議
平成29年11月6日	答申

(本件審議を処理した委員の氏名)

松山市文書法制審議会情報公開分科会

委員 光信 一宏

同 甲斐 朋香

同 高橋 直子